

## 令和2年度「新市民ギャラリー」利用ガイド

このガイドは、拠点複合施設りすたの一部を「新市民ギャラリー」として、市民の皆様に開放することにより、展示ギャラリーの利用とともに市民の『学び』と『交流』の促進を図ることを目的として定めるものです。

### 1 事業内容

市民の参画と、協働で創る市民ギャラリーを開設します。この市民ギャラリーは、展示ギャラリー利用促進のために、「誰でも気軽に発表が出来る場」を提供し、市民の作品を幅広く展示するものです。

### 2 利用対象

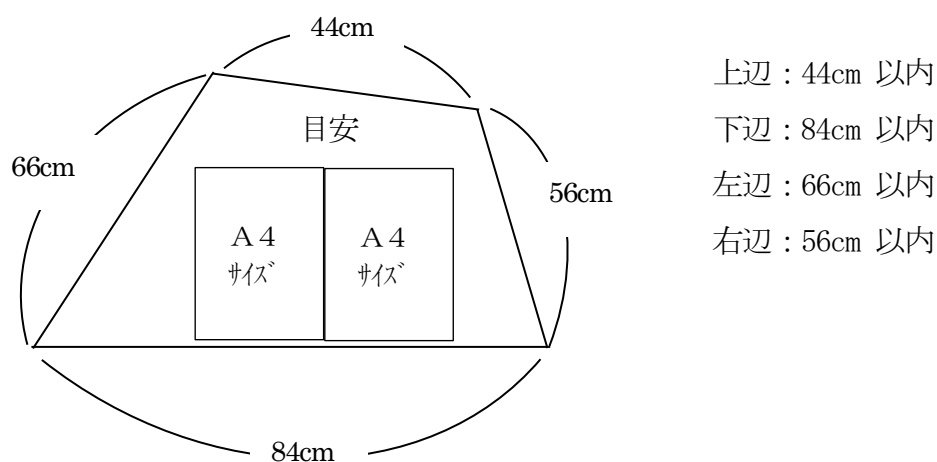
夕張市民または夕張市で活動する個人・団体。

### 3 展示期間

1回の展示につき最長1ヶ月程度。展示時間は、りすた開館時間内（6：30 から 21：00）。

### 4 利用のルール

展示できる作品は、1個人1作品（1枚）。ご利用は年1回までとします。展示できる作品の大きさは、りすたに愛着を持ってもらうことを目的に、りすた施設の形を模した、次の形の範囲内とします。



### 5 申込方法

りすた施設内の教育委員会受付窓口（平日の9：00～17：30）まで展示したい作品を持参してください。その際、利用者カードをお渡ししますので、必要事項を記入してください。ご記入いただ

いた利用者カードは、作品と共に展示していただきます。また、展示内容、展示風景の画像について、りすた施設内および市ホームページ等で公開させていただく場合があります。

## 6 利用料金

料金は、無料です。

## 7 展示場所

展示できる場所は、下記のりすた施設内の壁面スペースとなります。展示希望者と相談の上、決定させていただきます。

### ①壁面スペース 1

縦 160cm × 横 270cm



### ②壁面スペース 2

縦 86cm × 横 480cm



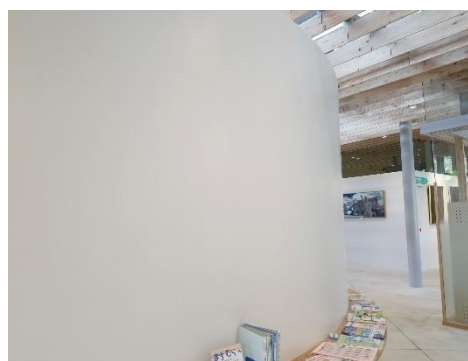
### ③壁面スペース 3 (ゆうばりっ子ひろば内)

縦 140cm × 横 350cm



### ④その他

※その他、壁面への展示もご相談に応じます。



## 8 搬入・設置 および撤去

他の利用者に迷惑とならないように注意し、申込者（個人・団体）が行ってください。なお、貸出可能な展示道具は「画鋸」、「両面テープ」程度となりますが、軽い額縁程度であれば展示可能な場合もありますので、別途ご相談ください。

## 9 展示および 展示物に関する条件

- ・ 申込者（個人・団体）が作品の所有者および責任者であることとします。
- ・ 展示期間終了後、搬出されない展示作品は教育委員会で一時保管（概ね3か月）し、その後、廃棄します。
- ・ 展示に掛かる保険料など諸経費が必要な場合は、申込者で負担してください。
- ・ 展示作品の破損、紛失、盗難等の事故について、拠点複合施設りすたは一切の責任を負いません。
- ・ 次のいずれかに該当するときは利用の承認取り消し、制限することがありますので、ご注意ください。
  - ※特定の宗教、政党、思想等の宣伝、誹謗・中傷を目的とするもの。
  - ※販売または商品のPR、入場料等、営利に結びつくもの。
  - ※その他、拠点複合施設りすたの管理運営上支障があると認められるとき。

### 【問合せ先】 夕張市拠点複合施設りすた

〒068-0536 夕張市南清水沢4丁目48番地12

TEL：市教育課（社会教育） 0123-57-7583